

平成二十年一月十一日受領
答弁第三七〇号

内閣衆質一六八第三七〇号

平成二十年一月十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア外務次官の北方領土問題についての発言に対する外務省の評価に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア外務次官の北方領土問題についての発言に対する外務省の評価に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の発言の内容については承知している。

二について

我が国とロシア連邦は、平成十五年一月に採択された日露行動計画において明記されているとおり、千九百五十六年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言（昭和三十一年条約第二十号）、千九百九十三年の日露関係に関する東京宣言、二千一年の平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明及びその他の諸合意が、北方四島の帰属の問題を解決することにより平和条約を締結し、もって両国関係を完全に正常化することを目的とした交渉の基礎であるとの認識に立脚し、交渉を加速することによって一致しており、御指摘の発言は、かかる一致した認識を踏まえたものと考ええる。